



2025 年 5 月 22 日

各 位

会社名 株式会社タカキュー
代表者名 代表取締役社長執行役員 伊藤 健治
(コード番号 8166: 東証スタンダード)
問合せ先 取締役常務執行役員 林 宏夫
(TEL: 03-5248-4100)

上場維持基準（純資産基準）への適合に関するお知らせ

当社は、2022 年 5 月 26 日に「債務超過解消に向けた取り組みに関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、2022 年 2 月期会計年度末に債務超過となったことから、上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となっておりますが、本日、有価証券報告書を関東財務局へ提出した結果、2025 年 2 月期の期末時点において純資産の額が正となり上場維持基準に適合いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる法定開示書類

第 7 6 期有価証券報告書（自 2024 年 3 月 1 日 至 2025 年 2 月 28 日）

2. 上場維持基準への適合に至った経緯

当社は、2022 年 5 月 27 日付の 2022 年 2 月期有価証券報告書で公表いたしましたとおり、2022 年 2 月期会計年度末の純資産が△876 百万円の債務超過となり、上場廃止基準に係る猶予期間入り銘柄となっております。その後の純資産の状況につきましては、2024 年 2 月期会計年度において、2024 年 4 月 10 日付の 2024 年 2 月期決算短信〔日本基準〕（非連結）で公表しましたとおり、1,915 百万円の債務超過となっております。

当社では、2024 年 4 月 10 日付の「2024 年 2 月期決算短信、1. 経営成績等の概況（4）今後の見通し」にて公表いたしました債務超過解消に向けた各種施策、収支改善に向けた事業構造改革、資本増強策等に取り組んだ結果、2025 年 2 月期会計年度末の純資産が、1,075 百万円となり債務超過を解消し、上場維持基準（純資産基準）に適合することとなりました。

なお、当社は、2024 年 2 月 29 日時点において、あらたに「流通株式時価総額」にも適合しない状況となっておりますが、本日付公表の「上場維持基準（流通株式時価総額）への適合に関するお知らせ」のとおり、東京証券取引所より 2025 年 2 月末時点における「上場維持基準（分布基準）への適合状況について」を受領し、上場維持基準に適合していることを確認いたしました。

3. 今後の見通し

2025 年 4 月 9 日公表の「2026 年 2 月期 決算短信〔日本基準〕（非連結）」 3. 2026 年 2 月期の業績予想（2025 年 3 月 1 日～2026 年 2 月 28 日）」に記載のとおりです。

以 上